

論文 / 著書情報  
Article / Book Information

|                   |                                 |
|-------------------|---------------------------------|
| 論題(和文)            | 知財見聞録, 産学連携・技術移転を模索するベトナム       |
| Title(English)    |                                 |
| 著者(和文)            | 田中義敏                            |
| Authors(English)  | Yoshitoshi Tanaka               |
| 出典(和文)            | 発明, Vol. 114, No. 10, pp. 30-31 |
| Citation(English) | , Vol. 114, No. 10, pp. 30-31   |
| 発行日 / Pub. date   | 2017, 10                        |



# 知財見聞録

## 産学連携・技術移転を模索するベトナム

東京工業大学 工学院 経営工学系・経営工学コース 教授 田中 義敏

### ベトナム科学技術アカデミーでの講演

2017年7月、ハノイのHoang Quoc Vietに所在するベトナム科学技術アカデミー（VAST）本部で「大学および研究機関の研究成果の商業化：日本の経験」と題するセミナーが開催された。

筆者はVASTのお招きにより、当該セミナーのうち「Part1：産学連携をいかに促進するか？ ―バイ・ドール法の役割とその他の重要要因―」および「Part2：大学・研究機関発のスタートアップ企業の成功要因」というテーマに関して、3時間に及ぶ講演を行った。

本セミナーではベトナム国营放送VTVによる撮影、筆者への個人インタビューも行われた。このようにメディアで盛んに情報発信されていたことから大学等における研究成果の商業化はベトナムで大きな関心事になっていることをうかがい知ることができた。さらに会場からも多くの質問や意見をいただき、大変有意義なセミナーになった。

本号では、本格化するベトナムの産学連携に焦点を当てて報告する。

### ベトナムの多くの研究者が興味を持つバイ・ドール法

ベトナムでは、産学連携を促進して産業の競争力を強化していくために、バイ・ドール法導入に向けた検討が本格化してきているようだ。

バイ・ドール法は1980年に米国で制定された法律（Bayh Dole Act；特許法の一部改正法）であり、連邦政府の資金により行われた研究開発に関して、大学や研究機関の研究者がその成果である発明について特許権を取得できることを規定している。

それ以前は、政府資金により行われた研究の成果としての特許権は全て政府が所有することとなっていた。したがって、研究成果の商業化に対する研究者のモチベーションも低く、研究開発の成果が産業界によって十分に活用されていないという批判があった。

バイ・ドール法はこのような批判に対し、産学連携を推進するとともに、中小企業の公的研究への参加を促進することを目的としていた。

日本では、1999年の産業活力再生特別措置法30条に規定されている内容が、日本版バイ・ドール法といわれている。これは政府資金による委託研究開発について研究者に特許権の所有を認めるもので、法律の内容は米国バイ・ドール法とほぼ同一である。

他方、バイ・ドール法を取り巻く一連の関連法の整備や政府の方針、資金投入などは、日米で事情が異なる。一連の施策全体が整備・施行されることにより、大学や研究機関から産業界への技術移転が初めて可能になるという点では、バイ・ドール法単独の成果を評価することは難しい。

### 日本の経験

日本版バイ・ドール法に関連する施策を挙げると、次のような歴史的経緯に示される一連の施策遂行が有機的に関係し合い、産学連携・技術移転を推進していることが分かる。

1995年：科学技術基本法

1997年：大学の教員等の任期に関する法律など

1998年：大学等技術移転促進法

1999年：産業活力再生特別措置法30条

2002年：第1回産学官連携推進会議

2004年：国立大学法人化

2006年：教育基本法改正

2007年：イノベーション25

2008年：研究開発力強化法

以上のような関連法の整備等が、日本版バイ・ドール法の実効性を高めるうえで重要な役割を果たしている。例えば、国立大学法人化は国立大学が自らの事業展開により収益を上げ、独立性を持って予算管理および事業推進することを可能にするものである。バイ・ドール法の実効性を確保するためには大学の法人化が必須なわけで、一連の法整備ができて初めてバイ・ドール法が機能することになる。

今後バイ・ドール法を導入する国においては、日本の経験から学べるように、産学連携および技術移転を進めるうえで必要な一連の法整備および施策の実行が求められることを心得ておくべきである。

## 産学連携を推進するためのその他の要因

大学や研究機関から産業界への研究成果の移転、その研究成果に基づく新規事業の創出、あるいは事業の強化についてはさまざまな成功要因があるだろう。

研究者やその所属機関が特許出願し、バイ・ドール法により特許等の権利者となることは、技術移転を促進するうえで重要な要素になる。しかし、バイ・ドール法は十分条件ではあるものの、必要十分条件ではないことを認識しなければならない。

連携を検討する大学・研究機関と産業界の間には、使命、文化、価値観等において大きなギャップが存在している。まずは、それぞれの考え方をお互いに理解し、そのうえで共有できる目標を設定すべきだろう。

研究の現場とビジネスの現場では、その活動範囲にも大きな開きがある。そのため、双方を経験したことのある専門家がTLO（技術移転機関）等の組織において産・学の溝を埋めていく仕事に期待がかかる。

産学連携をしていく当事者の大学・研究機関と具体的な企業の能力のバランスも見なければならない。相互に連携の成果が期待できるような均衡の取れたパートナーの選択が必要である。大学・研究機関における研究内容の特性、基礎研究と応用研究、研究成果の特性、基本特許と改良特許などの観点も重要な要因となる。

また、大学・研究機関が、企業ニーズおよび社会ニーズを踏まえた研究テーマを設定することも研究成果の技術移転を容易にしていく重要な要素になるであろう。

## 互いに貢献できる関係

ベトナムが本格的に産学連携および技術移転を推進していく際には、単にバイ・ドール法を導入する議論に終始することなく、必要な一連の法改正、法整備を進めるとともに、そもそも両当事者が抱える相互のギャップを意識し、それを埋める対策を講じていくことが、実効性を高めるうえで重要になるだろう。動き出したら速い点は日越共通かもしれないが、バイ・ドール法自体の議論で立ち止まっているように感じられ、時間がかかるおそれもある。

そして、ベトナムがその独自性を基礎として構築する産学連携・技術移転の仕組みは、停滞期に直面している日本のさらなる発展にヒントを与えてくれるかもしれない。今後の進展を見守るとともに、日越が互いに貢献できる関係の構築に期待したい。



日本の経験について講演する筆者



国営放送局（VTV）によるインタビュー